

# 第3期深谷市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託

## 仕 様 書

### 1 業務の名称

第3期深谷市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託

### 2 業務の目的

本業務は、現計画（第2期深谷市子ども・子育て支援事業計画）が令和7年3月末をもって終了することから令和7年度から令和11年度を計画期間とする第3期深谷市子ども・子育て支援事業計画を策定することを目的とする。第3期深谷市子ども・子ども子育て支援事業計画においては、次世代育成支援行動計画、子どもの貧困対策計画、子ども・若者計画を含む横断的な子ども施策に関する総合計画として策定する。

策定にあたっては、本市の現状の調査・分析、課題の整理、計画書の検討・企画立案及び会議の運営支援等を委託するものである。

### 3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

### 4 計画の位置付け

第3期深谷市子ども・子育て支援事業計画は次のものに位置付ける。ただし、国においては、こども大綱の策定が予定されるなど、今後、大きな動きが想定されるため、本委託業務の遂行に当たっては、それらの動向を踏まえ、対応できるようにすること。

- ①子ども・子育て支援法第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ②次世代育成支援対策推進法第8条に規定する「市町村行動計画」
- ③子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する「市町村子ども・若者計画」
- ④子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する「市町村における子どもの貧困対策計画」

### 5 関係法令

本業務の実施にあたっては、以下の関係法令等に準拠すること。

- ①こども基本法
- ②子ども・子育て関連3法
- ③次世代育成支援対策推進法
- ④子ども・若者育成支援推進法
- ⑤子どもの貧困対策の推進に関する法律
- ⑥その他関係法令及び通知等（委託期間中に新たに国や埼玉県より計画策定に関する通知が示された場合は、それを踏まえた内容とすること）

## 6 業務内容

### <調査業務>

#### (1) 目的

第3期深谷市子ども・子育て支援事業計画を策定するため深谷市に必要となるニーズ調査・分析を行うこと及び子どもの貧困対策計画の基礎資料とするため子どもの生活実態調査・分析を行うことを目的とする。

#### (2) 業務内容

##### ①共通事項

ア 調査準備のための打ち合わせ 適宜（深谷市役所内又はオンライン）

イ 深谷市子ども・子育て会議等への出席、説明、会議資料及び議事録作成  
2～3回程度

ウ 国の動向及び他市の状況報告

エ ①から④までの電子データの提供

オ ニーズ調査実施期間 令和5年11月頃（予定）

カ 受託業務実施責任者、進捗状況管理者、業務担当者を報告すること。

※国の最新の子ども・子育て支援事業計画策定指針に基づくものとする。

##### ②子育て支援に関するニーズ調査

ア 本市の子育て支援に関する現状と課題の分析等

（ア）教育・保育・地域子ども・子育て支援事業の現状把握、課題抽出

（イ）地域性に鑑みた課題分析等

イ ニーズ調査及び調査結果分析

（ア）調査対象者

就学前児童の保護者及び就学児童の保護者 計3,000人以上

（イ）原則、郵送配付・郵送回収とするが、インターネットによる回答も可能とする。

（ウ）調査票案の作成 A4版両面 就学前児童保護者用と就学児童保護者用の2種類  
国・県等から示される指針、国の政策動向及び市の現状等を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画の策定に必要な設問設計を行うこと。本市で独自に取り上げるべき項目を提案するとともに、発注者及び深谷市子ども・子育て会議からの意見に応じて質問項目の追加等がある場合には補正を行うこと。

（エ）調査票等の作成・印刷

調査票	就学前児童票	計3,000部以上
	就学児童票	
調査用封筒	送付用	3,000部以上
	就学前児童返信用	計3,000部以上
	就学児童返信用	

※就学前児童返信用封筒と就学児童返信用封筒の色は異なる単色のものとする

（オ）調査票等封入、封緘及びラベル貼り（調査対象者の抽出及びラベル作成は深谷市において行う。）

（カ）調査用封筒の送付

（キ）調査の実施、調査票の回収

（ク）回答データ入力

- (ケ) 回答データ収集、集計（単純集計・クロス集計）、自由回答の取りまとめと分析
- (コ) 集計結果報告
- (サ) その他ニーズ調査に関わる事項
- ウ 調査結果に基づく必要なサービスとその分量の整理・分析
  - (ア) 保育ニーズ量の算出
    - 国又は県への報告が必要な事業の「量の見込み」を算出し、「確保方策」の検討
  - (イ) 地域子ども・子育て支援事業量の算出
    - 国又は県への報告が必要な事業の「量の見込み」を算出し、「確保方策」の検討
  - (ウ) (ア) 及び (イ) 以外で深谷市に特に必要となる施策の事業量の算出

③子どもの生活実態調査

- ア 本市の子どもの貧困対策の視点による取組の現状と課題の分析等
- イ 生活実態調査及び調査結果分析

(ア) 調査対象

小学5年生	約1,200人
中学2年生	約1,200人
小学5年生及び中学2年生の保護者	約2,400人

(イ) 調査票の補正・作成

調査票は、内閣府が示している調査票様式例を活用するが、発注者及び深谷市子ども・子育て会議からの意見に応じて質問項目の追加等がある場合には補正を行うこと。子ども用の調査票とその保護者用の調査票を照合し集計するため、対照できるよう工夫した調査票を作成すること。

(ウ) 調査票の配布・回収

調査票の配布・回収は発注者から小中学校を通じて行う。小学5年生、中学2年生及びその保護者用の調査用品は、1世帯ごとに保護者用の配布回収封筒にまとめて封入し配布する。回収の際は、子ども用の調査票は子ども用の回収封筒に封入の上、保護者用の調査票と併せて保護者用の配布回収封筒に封入する。

(エ) 調査票等の印刷

調査票	小学5年生票	約1,200部
	中学2年生票	約1,200部
	小学5年生及び中学2年生保護者票	約2,400部

※子ども用の調査票と保護者用の調査票の色は異なる単色のものとする

調査用封筒	小学5年生回収封筒	約1,200部
	中学2年生回収封筒	約1,200部
	小学5年生及び中学2年生の保護者配付回収封筒	約2,400部

※子どもの回収封筒は長3、両面テープ加工、保護者の配布回収封筒は角2、両面テープ加工とする

※子どもの回収封筒と保護者の配布回収封筒の色は異なる単色のものとする。

- (オ) 調査票等封入
- (カ) 調査の実施
- (キ) 回答データ入力
- (ク) 回答データ収集、集計（単純集計・クロス集計）、自由回答の取りまとめと分析
- (ケ) 集計結果報告

(コ) その他生活実態調査に関わる事項

④市民意見聴取

こども基本法第11条の趣旨を踏まえ、子ども及び保護者、本市の子育て支援を実施している関係施設などを対象に市民意見の聴取を実施する。(令和5年12月頃の実施を想定)

- ・運営についての提案及び資料の作成
- ・意見聴取の実施
- ・意見のとりまとめ
- ・意見対応に対する助言

【実施案】

- ・子育て支援センターにおける未就学児童保護者を対象とした座談会
- ・子育て支援に関わる施設等との意見交換会
- ・中学生や高校生との意見交換会

※上記は実施案であり、事業者提案として本市に適した、かつ、効果的な提案を募集する。なお、契約の締結にあたっては、提出した企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、市との協議のうえ、決定するものとする。

(3) 成果品

- ① 深谷市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査報告書  
深谷市子どもの生活実態調査報告書  
(A4版、表紙、本文1色、字体明朝、サイズ11ポイントを基準とする。)
- ② ①に関する電子データをCD-R等で提出すること  
(文書はMS-Word、データはMS-Excelを使用する。)

<計画策定業務>

(1) 目的

ニーズ調査や生活実態調査の分析結果や深谷市子ども・子育て会議の意見等を踏まえ、今後必要となる子育て支援施策及び子どもの貧困対策、子ども・若者の育成支援策の目標値や提供体制を子ども・子育て支援事業計画に反映させ、有益で実効性のある計画を作成することを目的とする。

(2) 業務内容

- ① 計画策定準備のための打ち合わせ 随時(深谷市役所内又はオンライン)
- ② ニーズ調査及び生活実態調査結果分析の整理
  - (ア) 人口分析結果に基づくニーズ量、課題分析等
  - (イ) 保育サービス需要等の推計
  - (ウ) 地域子ども・子育て支援事業需要等の推計
  - (エ) 子ども数の将来推計
  - (オ) 策定指針に基づく施策別の目標事業量の推計
- ③ 計画書策定
  - (ア) 計画書策定方針の検討、整理
  - (イ) 計画書の構成、内容、施策体系等の整理
  - (ウ) 潜在的な需要と深谷市の現状を踏まえたサービスの必要量の把握と計画への反映
  - (エ) 調査結果からの目標数値設定と提供体制の確保の検討
  - (オ) 具体的な支援施策の策定・評価指標の検討
  - (カ) ニーズ調査で取り上げた、本市で特に必要と考える子ども・子育て支援の提案

- (キ) 国が策定を予定しているこども大綱、子供の貧困対策に関する大綱及び調査結果を踏まえた子どもの貧困対策に関する施策の検討
  - (ク) 国が策定を予定しているこども大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び調査結果を踏まえた子ども・若者の育成支援に関する施策の検討
  - (ケ) 計画書素案の作成・修正・校正
  - (コ) 計画書全体の取りまとめ及び計画書のデザイン、編集、イラスト作成、校正
  - (サ) 誤字、脱字、表現の統一等の検査
  - (シ) その他計画書策定に関わる事項
- ④ 深谷市子ども・子育て会議等への出席、説明、説明原稿の提出、資料及び議事録の作成 6 回程度
- ⑤ パブリックコメントの資料作成、取りまとめ及び計画案への反映を支援
- ⑥ 国の動向及び他市の状況報告
- ⑦ 計画施行後の評価・点検用資料の様式の作成
- ⑧ ①から⑦までの電子データの提供
- ⑨ 計画推進に向けた施策の検討
- ⑩ 受託業務実施責任者、進捗状況管理者、業務担当者を報告すること。
- ※第2次深谷市総合計画、第3次深谷市地域福祉計画・深谷市地域福祉活動計画など関連計画を踏まえたものとする。
- (3) 成果品
- ① 計画書
    - ・ A4 判・フルカラー
    - ・ 頁数：100～150 頁程度（両面）
  - ② 計画書概要版
    - ・ A3 判二つ折り・フルカラー
    - ・ 頁数：8 頁（両面）
  - ③ 計画書及び計画書概要版を深谷市ホームページ上に公開できるよう、PDF ファイル等で提出
  - ④ 上記に関する電子データをCD-R等で提出すること  
（文書はMS-Word、データはMS-Excelを使用する。）
- ※なお、電子データは印刷業者にそのまま渡して印刷可能なデータとする。

## 7 その他

- (1) 業務遂行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。
- (2) 本事業により生じた財産権、知的財産権は、原則深谷市に帰属することとする。
- (3) 受託者は深谷市から常に連絡を受け取れる状態とし、担当課からの申し出があった際は、原則担当課に出向き、調整等を行うこと。
- (4) 本仕様に示す各会議回数等については現時点での予定であるため、実際とは異なる場合がある。また、本仕様に記載されていない事項であっても、業務上必要と認められる場合はその都度協議し実施していくこととする。
- (5) 本仕様に定めのない事項や疑義が発生した場合は、別途協議するものとする。